

前払「5割以内」特例を継続

国交省

被災地域発注工事が対象

国土交通省は、東日本大震災の被災地域における工事の前金払い割合の引き上げ特例を2012年度も継続する。

3月30日付で北海道・東日本・西日本の各建設業保証会社、各都道府県・政令市、建設業団体に通知した。

特例措置は、会計法の「予算決算及び会計令」で4割と定める前金払いの率を、被災地域（災害救助法が適用された市町村）における発注工事を対象に「5割以内」にまで設定可能にした。調査・設計などは3割以内を4割以内に

引き上げ。中間前金払いの対象拡充は、請負金額1000万円以上で工期150日以上が適用対象となっている要件を、請負金額300万円以上の工事だけに緩和した。

国の機関では、導入可能な16機関のうち9機関が導入済み。自治体では、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、長野、新潟の9県すべて導入済み。